

私の研究



保護者と保育士の周辺問題と課題

— 子どものよりよい保育環境のために —

今 清孝 (こん きよたか)

福島学院大学 福祉学部 こども学科 教授



はじめに

全国的に保育士不足が社会問題となっている今日、福島県内においても保育所保育士はもちろん、児童養護施設などの児童福祉施設の保育士も不足している状況が続いています。不足しているのだから保育士養成校で学生を多く養成すればいいのではないかという考えもありますが、実際には17歳人口の減少や保育士という職業に対するネガティブなイメージなどにより、入学希望者は減少しています。それではと、かつて保育士として働いていた方々に、もう一度保育現場で働いてもらおうという考えもあります。いわゆる潜在保育士と呼ばれる方々です。しかし保育現場へ復帰しようとする方は多くはありません。こうした保育士のなり手不足や保育士の現場離れはなぜ起きているのでしょうか。その理由はいくつかあるようです。保育士は責任の重さに比べて給与等の所得額が低い。体を動かす保育の仕事のほか、子どもの発達や健康の様子などの書類作成や、保育活動

のための制作準備のほかにも事務仕事も含めた仕事量が膨大である。職場や保護者との人間関係が複雑である。こうしたことが理由に挙げられています。

また、ニュースに大きく取り上げられている社会問題のひとつでもある待機児童問題は、子ども家庭福祉の領域においても大きな問題です。福島県内の自治体も待機児童の解消のために施設整備をしたり、保育士確保に補助金を出したりしています。厚生労働省が毎年公表している「保育所等関連状況とりまとめ」を見ると、福島市のように施策の効果が大きく得られた自治体もあれば、想定以上に保育需要が高まり、施設整備が追い付かない自治体もあります。しかし、いずれにしてもこの自治体も、待機児童解消のために大きく予算を割り一刻も早い問題解決に向け奮闘しているところです。

これらは子どもの育つ環境に起こっている問題のひとつであり、保育所に入所している、あるいは

はこれから入所する子どもと保護者にとっては大きな問題なのだろうと距離を置いて見ている方々もおられるでしょう。しかし家庭保育、つまり保護者が保育施設に子どもを預けず、自分で子どもの世話をしている、子育てしている場合にも関係する大きな問題なのです。その理由は、保育士による保育相談支援の対象は、入所している子どもの保護者に限らず、地域に暮らす全ての子育てをしている保護者やお孫さんの心配をされる祖父母の方々も対象になるからです。ですから、ちょっと子育てで分からないことがあったら、すぐに保育士に尋ねることができるのです。この保育相談支援は、保育士の仕事のひとつになっているのです。

2003（平成15）年11月の児童福祉法改正により、保育士資格が国家資格化され、保育士の定義が変わりました。それまでは、「児童の保育に従事する者」（児童福祉法施行令第13条）を保育士と呼んでいましたが、法改正により保育士「登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」（児童福祉法第18条の4）となりました。保育士という呼び方は、いわゆる名称独占となり、資格を持った保育士が登録を行った後、保育士の仕事である子どもに対する保育と、保護者に対する保育指導（保育相談支援）を行う人を言うこととなったわけです。ここで注意を向けて欲しいのは、保育士は法的に保育と保育相談支援の両方を行うことが仕事になったということです。それまでは、子どもを安全に預かり保育し、成長発達を促すことが仕事とされてきましたが、新たに保育相談支援を行うことが加わったのです。もちろんそれまでも、保護者の子育ての悩みを聞いて相談に乗ってきたことには間違いのないのですが、それが法的に保育士の仕事と位置付けられたことは、保育士

の仕事の複雑さと繁忙さが法的にも認められたということであり、大変喜ばしいことでした。しかし残念なことに、その専門性に対する評価は、保育士の給与などの収入にはほとんど反映されませんでした。それは個々の保育所の問題ではなく、役所から保育所に支払われる運営費の中に含まれている人件費が増えなかったことによるものなのです。しかしその役所が悪いのではありません。保育士の仕事の重責について、社会的に議論されなかったために、保育士の身分や保障が放置されてしまったのですから、私自身の自戒も込めて保育士を養成する機関や保育所の団体、保育士団体にも、問題を社会化できなかったという責任はあると考えます。その結果、保育士の仕事が法的に増えたにもかかわらず、それまで行ってきたとはいえ相談業務についての責任だけが明確化され、その法に規定された業務を記録する事務も行わなければならないと、保育士の忙しさだけが増えました。

1. 保育士のもう一つの専門性

保育士が持つ専門性は、子どもに対する保育と、保護者に対する保育相談支援です。保育については、一般の方々もその専門性が理解できるかと思いますが、保育相談支援についてはどうでしょう。相談支援と聞くとほとんどの方は、机を挟んで向こう側にいる人が悩みを相談し、こちら側の人が悩みを聞く、という場面を思い浮かべるのではないのでしょうか。確かに保育相談支援を相談室などで行う場合は机を挟んで行うということもありますが、保育士が行う保育相談支援のほとんどのケースは、保育所の玄関先で行われているのです。生活場面面接と呼ばれるものです。

この保育相談支援という保育士養成課程の教科目は、2003（平成15）年の児童福祉法改正を受け、2008（平成20）年に保育所保育指針が改訂さ

れ、2011（平成23）年に新設されたものですから、これ以前に保育士養成課程で学んだ方々には聞き覚えのない科目でしょう。しかし前述しましたが、児童福祉法が改正される2003年以前から、現場の保育士たちは、意識せずに保育相談支援を実践してきたわけです。こうした意識化されてこなかった保育士の実践を、柏女ら（2009）の研究が保育相談支援技術の抽出と類型化をし、体系的に整える試みをして、教科目の教授に大きく貢献しました。

2016（平成28）年6月から7月まで、今ら（2017）が福島県北地域の保育所と認定こども園及び幼稚園を対象に実施した「保育相談支援に関するアンケート調査」*（回答数合計239名）によると、保育相談支援はそのほとんどが送迎時に行われていることが明らかになりました。もちろんプライバシーにかかわることは、玄関先ではなく話の内容がほかの人に聞かれない場所に移動しての相談支援が行われています。では送迎時に行われている保育相談支援はどのようなものなので

しょうか。それは、朝の挨拶から始まる言葉かけが保育相談支援のきっかけになっています。続いて子どもを送ってきた、あるいはお迎えにきた保護者の顔の表情、服装、声の調子なども観察します。子どもの視診と同じです。この時の保護者の様子ひとつからでも話題にして、保護者の気持ちを元気づけ、明るく職場へ送り出したり、疲れて仕事から帰ってきた保護者にいたわりの言葉をかけたりすることも保育相談支援のプロセスのひとつなのです。こうしたことが繰り返されられていくことにより、保護者との信頼関係を築きあげ、子育てについての話題に入っていくことができるのです。そして保護者の子育てなどの悩みや課題を保育士と一緒に考え、保護者ができる課題解決策を協働して探し、保護者に実践してもらおうという流れが保育相談支援なのです。この課題解決過程には、5つの保育技術と8つの保育相談支援技術が組み合わされて使われています。5つの保育技術とは、発達援助の技術、関係構築の技術、生活援助の技術、環境構成の技術、遊びを展開する技術

表1 保育技術と保育相談支援技術

保育技術	発達援助の技術	子どもの発達に関する専門的知識をもとに子どもの育ちを見通し、その成長・発達を援助する技術
	関係構築の技術	子ども同士のかかわりや子どもと保護者のかかわりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく技術
	生活援助の技術	子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける技術
	環境構成の技術	保育所内外の空間や物的環境、さまざまな遊具や素材、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していく技術
	遊びを展開する技術	子どもの経験や興味・関心を踏まえ、さまざまな遊びを豊かに展開していくための技術
保育相談支援（保育指導）技術	支持	保護者の子育てへの意欲や態度が継続されるように働きかけること
	承認	保護者の心情や態度を認めること
	助言	保護者の子育てに対して抽象的に方向性や解決策を示すこと
	解説	現象に保育技術の視点から分析を加えて伝える発言や行為
	情報提供	広く一般的に活用しやすい情報を伝えること
	物理的環境の構成	援助のための場や機会の設定
	行動見本の提示	保護者が活用可能な子育ての方法を実際の行動で提示すること
	体験の提供等	保護者の子育ての方法を獲得するための体験を提供すること

出典：「保育相談支援スキルアップ講座」4刷 ひかりのくに、2011から今作成

活援助の技術、環境構成の技術、遊びを展開する技術です。8つの保育相談支援技術とは、支持、承認、助言、解説、情報提供、物理的環境の構成、行動見本の提示、体験の提供等の技術です（表1）。こうした技術は他の職種での相談支援とは異なり、保育士独自の専門技術であることから、保育士のもう一つの専門性と言うことができます。

※ 「保育相談支援に関するアンケート調査結果報告書」（2017）

対象地域：福島市・二本松市・伊達市・本宮市・桑折町・国見町・川俣町・霊山町・大玉村（4市4町1村）、対象施設：保育所・認定こども園・幼稚園、質問項目：6カテゴリー・27項目・自由記述、依頼施設数103、回答施設数41、回答者数239、回収率39.8%

2. これからの保育相談支援と課題

前述の今（2017）の調査結果で多かった相談内容を順に紹介すると「子どもの発達や気になる様子」「子育ての方法等」「子育て環境」「保護者自身」でした。これらの内容は以前から変化は見られません。しかし深刻度は増してきているかもしれません。2012（平成24）年に文部科学省が公立小中学校の児童生徒約5万3千人に実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果から、通常学級に6.5%の“発達障害の可能性がある”児童がいると報告されました。この数字は通常学級に在籍する児童の割合であることから、保育所や幼稚園にも同様なことが言えると推察されます。発達障害は3歳以上になって診断が出されることが多いようですが、保育所においては、入所時には分からなくても、月齢を重ねるうちに障害が顕著に表れてくることもあります。こうした場合、施設設備や保育士等の職員数、保育士等の職員の対応力により、在籍する保育所から転所あるいは退所しなければならない事態も

起こり得ます。しかし発達障害が表れてきた子どもが入所できる施設は限られており、すでに定員に達していることがほとんどでしょう。ではその転所や退所した子どもたちはどこへ行くのでしょうか。残念ながら、行く場所はないのです。したがって、保護者が保育所や役所等の情報をもとに、子どもが週に数日でも通所できる公立や私立の施設を探し回り、さらには認可外の子どもを預かる施設でも見つけられれば大変幸運であり、見つからなければ仕事を辞め、家庭保育をしなければならないのが実態です。実際に東北のA県の児童相談所が、保護者に対してこうした指導を行いました。しかし、保護者が仕事を辞めなくても、自宅などで家庭的保育等を受けるなどの様々な保育サービス事業があります。地域によっては、整備できていないところもあるでしょうが、こうした事業の充実を求める機運を醸成することも必要です。また事業化するためには、保育所内で活躍する保育士のほかに、訪問保育士のような仕事を担う保育士の養成にも力を入れ、その確保をしていかなければなりません。

保育相談支援は、子ども自身のこと、子どもの家庭のこと、保護者のことなどさまざまな内容に応じて行われています。今回取り上げた内容は、子どもの発達に纏わる（まつわる）内容ですが、保育所だけの専門性では対応ができず、児童相談所や保健所、市役所など他の専門機関と連携することも必要になってきます。このようなネットワークの構築をする力が保育所に求められてきます。また、訪問保育士あるいは派遣保育士と呼ばれるかもしれませんが、ひとりで保育と保育相談支援に対応していく仕事も増えていくことでしょう。子どもの発達や健康だけではなく、家族間やご近所との関係調整などの相談も出てくるかもしれません。しかし保育士の専門性は、保育技術と保育相談支援技術にあるのですから、その専門性

から外れた相談内容の場合、他の専門機関への紹介などを行うことも、専門性の確保と維持の観点から判断することが必要です。個人対応は保育士が疲弊しやすい状況を作ります。保育士が保育所やほかの専門機関とつながって、保育相談支援を安心して行えるように、専門家によるスーパービジョンを受けながら、保育相談支援ができるような環境の整備と提供が求められています。

保育相談支援において、保護者が安心して子育てできるようにするためには、制度の実施とその充実を担う行政と、保育サービスを主体的に利用する子どもと保護者、その人材を養成する養成校との組織化された情報共有と、即応性のある行動力が求められます。さらには活動に柔軟性も求められるでしょう。子どもと親の実態が示す課題を解決するためには、こうした新たな課題解決方法の確立も求められます。

子育て環境が抱える問題が複雑化してきている現在、これらに対応できる保育相談支援が、より専門性を求められてきています。相談支援を担う保育者に対する、専門家によるより専門性の高いスーパービジョン体制の確立がこれからの課題です。

引用・参考文献

今清孝 (2017) 『保育相談支援に関するアンケート調査結果報告書』、福島学院大学
柏女霊峰・有村大士・ほか (2009) 「児童福祉施設

における保育士の保育相談支援（保育指導）技術の体系化に関する研究(1)－保育所保育士の技術の把握と施設保育士の保護者支援－」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第46集、31－84.
柏女霊峰・有村大士・ほか (2010) 「児童福祉施設における保育士の保育相談支援（保育指導）技術の体系化に関する研究(2)－保育所保育士と施設保育士の保育相談支援技術の抽出と類型化を中心に－」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第47集、63－85.

柏女霊峰・有村大士・ほか (2011) 「児童福祉施設における保育士の保育相談支援（保育指導）技術の体系化に関する研究(3)－子ども家庭福祉分野の援助技術における保育相談支援の位置づけと体系化をめざして－」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第48集、1－37.

柏女霊峰／編 (2011) 『保護者支援スキルアップ講座 保育者の専門性を生かした保護者支援－保育相談支援（保育指導）の実際』4版 ひかりのくに.

横畑泰希 (2017) 「保育現場における保護者支援－福島県北地域における保育相談支援に関する調査から－」『福島学院大学大学紀要』第52集、1－10.

今清孝 (2017) 「地域性から見た「保育相談支援」の拡幅の必要性－福島県北地域における保育相談支援に関するアンケート調査から－」『福島学院大学大学紀要』第52集、11－21.

<プロフィール>

1984年東北福祉大学社会福祉学部社会福祉学科卒業（社会学士）、1984年筒井福祉会筒井保育園保父、1990年同園長、2014年東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程単位取得後退学（修士 社会福祉学）、2014年福島学院大学短期大学部保育科第一部講師、2016年福祉学部こども学科講師、2018年同准教授、2019年同教授、こども学科長。教科目：子ども家庭福祉、保育相談支援、保育実習指導。